

重要事項説明書

(居宅介護支援サービス)

この重要事項説明書の後に利用契約書が綴じられております。

「ふるさとの丘」

(作成日:令和6年4月1日)

※本重要事項説明書のほか、静岡県介護サービス情報公表システムにアクセスして、当介護事業所の生活関連情報を検索することができます。

基本情報項目(居宅介護支援)

1.事業所の概要

事業所名	ふるさとの丘	管理者の役職・氏名	ケアマネジャー 田口 貴志
事業所の所在地	〒411-0044 三島市徳倉208-1		
交通の方法	JR 三島駅北口よりタクシーにて約10分、三島駅南口より「きたうえ号」のバス利用、「富士ビレッジ上」下車 徒歩約2分		
電話番号・FAX番号・Eメールアドレス	TEL	FAX	
	055-988-3535	055-988-3080	
	Eメール fukushikai@furusatonooka.or.jp		
緊急連絡先	時間外でも連絡可能な緊急連絡先 ○あり ・ なし (TEL: 055-988-3535)		
ホームページアドレス	○あり ⇒ http://www.furusatonooka.or.jp/ ・なし		
苦情対応窓口	事業所は、提供した居宅介護支援サービス等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。		
	利用者及び家族等から苦情があった場合には、苦情解決責任者・苦情受付担当者を設け苦情処理にあたります。		
	利用者及び家族等から苦情に対して、市区町村が行う調査に対し協力すると共に、助言を受けた場合は努めて改善するものとします。苦情を申し立てたことによる差別待遇は行いません。		
	ご利用時間 午前8時30分から午後5時30分		
	ご利用方法 電話 (055) 988-3535 苦情受付担当者 ⇒ 最上谷 公治 (総務課長) 苦情解決責任者 ⇒ 川井 成之 (施設長)		
	三島市介護保険課	電話	055-983-2607
	長泉町長寿介護課	電話	055-989-5511
	清水町福祉介護課	電話	055-981-8213
	静岡県国民健康保険団体連合会	電話	054-253-5590
	第3者委員 鈴木 瑞枝	電話	055-986-3492
	大石 良則	電話	055-977-5780
事業所番号	2270600345	生活保護機関の指定	○あり・なし
事業所の開設年月	(西暦)2003年7月		
営業時間 (窓口対応可能時間)	午前8時30分～午後5時30分 毎週月曜日～金曜日(ただし、祭日及び12月30日から1月3日までは休業)		
通常の事業実施地域	三島市、長泉町とします。		
運営主体が他に手がけている介護サービス	通所介護、短期入所生活介護、 総合事業通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント		

運営主体が手がけている介護保険対象外の保健・医療・福祉サービス	地域包括支援センター協力業務、特定高齢者通所介護など							
要介護ごとの利用者人数(給付管理実績)		要支援 1、2 事業対象者	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
	令和5年1月	23人	22人	14人	11人	6人	5人	71人
	令和6年1月	24人	20人	12人	10人	9人	0人	75人
管理者の資格	介護支援専門員の資格 ○あり ・ なし							
所属する介護支援専門員の人数・構成 (令和6年4月1日現在)	所属人数	常勤 2人 男性2人、女性0人 うち他の業務と兼務している人数 男性0人、女性0人	非常勤 0人 男性0人、女性0人		常勤換算 2人			
	所属する介護支援専門員の 保有資格 ※複数の資格がある場合には 夫々を計上	看護師						0人
		准看護師						0人
		社会福祉士						1人
		介護福祉士						2人
		社会福祉主事						0人
その他						0人		
所属する介護支援専門員の増減 (令和6年4月1日現在)	—	常勤		非常勤				
	直近1年間の採用数	1人		0人				
	直近1年間の退職者数	1人		0人				
	平均在職年数	5年4ヶ月		一年 一ヶ月				
居宅介護支援サービスの提供をお断りすることがある場合、その条件	利用定員に達している場合							
利用者アンケート調査の実施状況とその結果の開示	利用者アンケート調査の実施状況	○実施あり ・ 実施なし ↓ 令和3年2月に実施						
	利用者アンケート調査結果の開示	○開示あり ・ 開示なし ↓ 開示方法(重要事項説明書に添付配布)						
利用者の主治医との連携状況	主治医意見書を取り寄せている利用者の割合 ほぼ100%							
介護支援専門員の研修費および回数	前年度1年間の研修費 ※()内は1人あたり金額を記入		0円 (0円)					

	前年度1年間の研修参加回数 ※()内は1人あたり回数を記入	4回(2回)
事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。	
運営の方針	<p>事業所の介護支援専門員等は要介護者の心身の特性を踏まえて、生活全般にわたる支援を行うものとする。</p> <p>事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの支援に努めるものとする。</p> <p>利用者等の希望を尊重しつつ、公正中立に対応していくものとする。</p> <p>利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し予め本人等の同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法に立って、個人情報の管理等に努めるものとする。</p>	
加入・参加している 連絡組織・団体等	介護支援専門員連絡協議会	
介護サービス計画 の作成	利用者又はその家族の依頼により基本調査の結果や介護支援専門員独自の調査と利用者等のご希望に基づき、サービス計画を作成します。	
各種申請等の代行	認定区分の変更、更新の申請サービスの種類の変更申請等の代行をします。	
サービス事業者と の連絡調整	サービスの種類の変更や要望等、便宜の提供を行います。	
利用料等	<p>居宅介護支援費は1月につき要介護1又は要介護2の場合1,086単位、要介護3、要介護4又は要介護5の場合1,411単位、その他初回加算300単位、退院・退所加算450単位等の各種加算がありますが、利用料の負担はありません。</p> <p>ただし、通常の事業の実施地域を越えた場合、次の交通費を負担していただきます。</p> <p>通常の事業実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満 500円</p> <p>通常の事業実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上 800円</p>	
守秘義務	<p>従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。</p> <p>従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約(誓約書)の内容とします。</p>	

<p>事故発生時の対応</p>	<p>当事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとしします。</p> <p>事業所は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講ずるものとしします。</p> <p>当施設は、居宅介護支援サービス等の提供に当たって、万一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、通常サービス提供行為で施設の責めに及ばない事故や不可抗力による場合を除き速やかに対応して損害を賠償します。但し、利用者に重大な過失がある場合は賠償金を減ずるものとしします。</p>
<p>権利擁護</p>	<p>利用者の人権尊重の理念のもとに、利用者の生活のことは、利用者自らの意思で決定することを尊重する。ただし、事理判断能力が困難な利用者には、可能な限りの援助を行うものとする。</p> <p>必要に応じて成年後見人等や地域の権利擁護機関(社会福祉協議会、司法書士協会など)と連携を図るものとする。</p>
<p>緊急時における対応方法</p>	<p>居宅介護支援サービス等を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医(嘱託医)又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとしします。</p>
<p>24時間連絡体制の確保</p>	<p>緊急時の場合には電話等により、24時間常時連絡が可能な体制を確保しております。連絡先の電話番号 055-988-3535</p>
<p>サービスの選択</p>	<p>ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所については複数の事業所の紹介を求めることが可能です。どのサービスを利用されるのかまたは希望されるのか、そして、介護保険給付サービス以外のサービスも利用できますので、利用者等に選択をしていただきます。</p> <p>また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。当事業所では、利用者の意思をできる限り尊重していきますので、別に定める居宅サービスの利用について及び指示書により、お気軽に事業所の選択や希望を申し出てください。なお、別添の要望書にもご記入ください。</p>
<p>サービス提供記録の管理状況</p>	<p>ケアプランなどのサービス提供記録の管理については、個別毎に管理をしています。また、これらの記録は2年間保存します。</p> <p>サービス提供記録などの開示は利用者本人からの求めに応じて、積極的に開示をいたします。</p>
<p>契約の終了</p>	<p>本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 利用者が死亡した場合 二 提供者が介護保険法令等に基づく居宅介護支援事業の事業者指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 三 利用者が他の提供者の介護サービスの利用を選択した場合 四 第14条から第15条に基づき本契約が解約又は解除された場合

提供者からの契約解除	提供者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払につき、利用者がしばしば遅延しその支払がない場合及び本契約締結後に利用者又は代理人等が反社会的勢力に該当したときなど、本契約における提供者と利用者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には3ヶ月の予告期間において、本契約を解除することがあります。		
利用者からの中途解除	利用者は本契約の契約期間中、いつでも本契約を解約することができます。本契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したときも同様とします。これらの場合、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに提供者に書面により通知するものとします。		
その他重要事項	事業所は、従業員の健康管理の為、年2回以上は健康診断を実施します。事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制の整備に努力してまいります。		
事業所の特色	利用者の立場や希望を尊重したサービス提供を心がけております。		
運営主体の法人名	福思会	法人の種類	社会福祉法人
代表者氏名	福家 英也	運営主体の設立年月日	西暦 2002年 12月 4日
運営主体の所在地	〒411-0044 三島市徳倉 208-1		
運営主体の電話番号・FAX番号・Eメールアドレス	Tel	055-988-3535	FAX 055-988-3080
	Eメール	fukushikai@furusatonooka.or.jp	
	ホームページアドレス	→ http://www.furusatonooka.or.jp/	
居宅介護支援事業所数	1ヶ所		

令和 年 月 日
(提供者)

居宅介護支援サービスの提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 三島市徳倉 208-1
名称 居宅介護支援事業所「ふるさとの丘」

説明者 _____

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援サービスに関する重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名 _____

代理人 氏名 _____

利用者との関係：家族の続柄など ()

サービスの利用割合

令和 5 年度後期（9 月～2 月末）に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合	訪問介護		12%	
	通所介護		48%	
	地域密着型通所介護		2%	
	福祉用具貸与		34%	
令和 5 年度後期（9 月～2 月末）に作成したケアプランにおける各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合	訪問介護	コスモス三島 70%	奏でる伊豆ケアサービス 22%	ほっと介護みのり 沼津センター 8%
	通所介護	ふるさとの丘 81%	ラスベガス三島 3%	デイ小春日和 2%
	地域密着型通所介護	デイサービス みのり 66%	ココカラクト 三島本町 40%	
	福祉用具貸与	ケアベース長泉 46%	フロンティア 24%	東海医療器械 7%

要 望 書

(ア)趣味や生きがいのことについてあれば下記に記載してください。

(イ)食べ物の好き嫌いがあれば下記に記載してください。

(ウ)その他（要望事項などを下記に記載してください。）
